

2013（平成25）年6月定例議会の一般質問

1. 桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の浴場施設と巡回バスの早期再開について

2. 生活保護制度について

日本共産党の吉田でございます。

私は市長に、次の2点についてお尋ねをします。

一点目は、桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の浴場施設と、巡回バスの早期再開についてであります。この質問については、土家議員と少し重なる部分もありますが、よろしくお願ひします。

市の財政難を理由に、平成21年4月からの、第2次行政改革の実施項目の一つとして、総合福祉センター「竜吟荘」の浴場施設の利用の休止と、「竜吟荘」行きの巡回バス2台が廃止をされました。

そして、浴場施設の利用の休止と、巡回バスが廃止される前の施設の利用者は、一日当たり平均約211人であり、浴場施設の利用の休止と巡回バスが廃止されてから後、施設の利用者は42人に激減をしました。

近年急速な高齢化が進むなか、高齢者が生きがいを持ち、健康増進と維持をはかり、安心して老後を過ごしていくうえで、高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は、ますます大きなものがあります。

当時、市民の多くの方から「風呂の休止と巡回バスが廃止をされてから、竜吟

荘へ行かなくなった」あるいは、「風呂の休止と巡回バスが廃止される前は、週に3回ほど利用して友達もできて良かったが、今は家を出ないでじっとしている。年寄りじめはやめて、早く巡回バスと風呂の再開をしてほしい」と、利用者からの切実な声を、どこへいってもお聞きをしました。

これに対して桜井市社会保障推進協議会などの市民団体が、桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の巡回バスと浴場の早期再開を求める署名運動をしたところ、短期間に1,000筆を超える署名が寄せられました。この署名は、今も市民の方々から寄せられています。

私は、一昨年(2019年)の11月に市長に就任されたすぐ後の12月定例議会で、この問題を取りあげ、「高齢者や市民の風呂と巡回バスの、早期再開を求める願いというものは強いものがある。第2次行政改革の平成25年度までの期限を待つことなく、早期の再開が必要ではないか」と市長を質しました。

これに対して市長は、「当施設の活用方法も含め、社会福祉協議会、市老人クラブ連合会などと協議をおこない、財政状況も踏まえて方向性を出していきたい」と答弁されました。

そして、いよいよ第2次行政改革の期限が来年の3月末に迫るなか、施設の新たな活用方法について、どのように検討しているのか市長にお尋ねします。

二つ目は、生活保護制度について、市長にお尋ねをします。

今、生活保護世帯が急増しています。日本の生活保護受給者は、今年2月に215万5,218人となり過去最多を更新しました。とりわけ、働きたくても働く場がないために、稼働年齢層（16歳から65歳）の受給者の割合が増えています。

また、これまでの政府の構造改革路線によって貧困と格差が広がり、低所得者、高齢者、障害者、母子家庭などが、一層厳しい生活を強いられています。また、地域のつながりが薄れ、餓死、孤立死、自殺が多発しています。

先日も、大阪市北区のマンションで、死後約3ヶ月たって母子の遺体が発見された事件がありました。部屋には「たくさん食べさせてあげられなくて、ごめんね」とのメモ書きが残されていました。このような、痛ましい事件が後を絶ちません。

こういう時に、「最後のセーフティネット」としての生活保護制度の役割は一段と重要になっています。この制度を活用することは、憲法第25条で定められた国民の権利であり、経済的理由で生活に困っている人は、誰でも申請でき、条件に合っていれば、差別なく平等に保護が受けることのできる制度です。

まさに、憲法の理念にもとづいた人間的なくらしの出発点になる制度ともいえるわけですが、市長としてこの制度についてどのような考えをもっておられるのか、お尋ねをします。

そして、さらに具体的にお尋ねをしますが、一つは、平成21年度から平成2

4年度の生活保護受給世帯数と受給者数について、二つ目は、生活保護ケースワーカーの人数と在職年数について、三つ目は、生活保護ケースワーカーの1人当たりの担当件数について、四つ目は、現在、ケースワーカーの教育や研修はどのようにおこなっているのか、市長にお尋ねして1回目の質問を終わります。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の、「竜吟荘」の浴場施設と廃止をされた巡回バスの再開についてであります。

平成24年度の施設の利用者は延べ人数で年間7,621人です。年間の開館日は245日であったため、一日当たりの平均利用者は31名です。先ほども言いましたが、42名よりもさらに利用者が減っています。

私は、その原因が風呂を休止されたことがその原因であると考えている訳ですが、もっと大きな原因は、巡回バスが廃止されていけなくなったことにあると考えます。いけなくされたと、表現をしてもよいでしょう。

今、「竜吟荘」へ行く足は、自動車とコミュニティバスしかありません。自動車を利用するにしても、施設の利用者の年代は、70歳台後半から80歳代が大半をしめています。警察署も高齢の免許保持者に対して安全上から免許の返上を求めてくるようですし、趣味のグループが自動車を利用していたが、運転されていた人が高齢で運転できなくなって、グループごとに来なくなったということもあります。

それではコミュニティバスの利用はどうか。これも、桜井駅南口から倉橋池口までの片道の運賃が270円かかります。往復では540円です。JRや近鉄を乗り継いで来れば、さらに交通費がかさむこととなります。年金暮らしの高齢者にとっては、痛い出費でとても行こうということにはなりません。

バスも運行表を見ると、施設を利用できる時間帯は数便しかありませんし、しかも11時台と13時台はバスの便がありません。コミュニティバスでは利用しづらいというのが現状です。

そして、施設内にはデイサービスレインボウがあります。この施設の収容人数は20名ですが、いつも満員です。これは、送迎バスがあるからです。いわゆる足があるからです。

桜井市のホームページには、高齢者総合福祉センター「竜吟荘」について、「近年、急激な高齢化が進むなか、高齢者が生きがいを持ち、安心して老後を過ごせるよう、桜井市は高齢福祉の向上・充実をめざし、その施設の推進をはかっています。

この施設は、高齢者の皆さまがお互いに、コミュニケーションを図りながら、一日ゆっくりくつろいでいただけるよう設備を整え、市内在住の高齢者の方々に利用していただいています」とあります。

一日の施設の利用者が平均で31人では、ホームページに書かれている趣旨から大きく外れます。早く、浴場施設の再開など施設を整え、廃止された巡回バス

を復活して、より多くの市内在住の高齢者に利用してもらえようされたいが、市長に再度お尋ねします。

二点目の、生活保護についてであります。さきほど市長からこの制度についての考えをお聞きしましたが、生活保護制度は憲法の理念にもとづき、経済的な面でも、日常生活や社会的な生活でも、人間らしい自立した生活を保障する制度です。

その生活保護を受給される世帯が、先ほど平成21年度から平成24年度の受給世帯数と受給者数をお聞きしました。平成21年というのは西暦では2009年であり、リーマンショックの次の年でもあり、特にリーマンショック以後受給世帯・受給者数が増えてきている傾向にあります。

そして、生活保護法第7条は申請保護の原則が規定をされています。生活に困って生活保護を利用するには申請をする必要があります。そして、相談・申請に窓口を訪れた住民に対し、丁寧な説明や教示、助言、申請援助の手助けをおこなわなくてはなりません。

また、第9条では、必要即応の原則が規定されています。法の画一的・機械的な運用をするのではなく、個々（ここ）の要保護者の実情に応じた、有効適切な保護をおこなうということでもあります。

生活保護の適正な運営をはかっていくうえで、一点目は、面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に、制度の趣旨が正しく理解されるよう、説明す

ることが必要ではないのか。

特にこの点については、最近もいくつか生活保護を受けている世帯から、苦情が寄せられています。一つの事例は、ホームレス状態にあった方が、昨年2月から単身世帯で保護を受けることになりました。この点は、第9条にもとづき素早く手続きが取られた。ただ、身内である妹さんから、月一万円の援助を受けるということで、生活保護費から毎月一万円引かれていたわけですが、本人は最近までそのような認識がなかった。妹さんも兄に援助をしているという自覚がありませんでした。

当時の生活保護ケースワーカーは、本人と妹さんに説明をしたということですが、同意を求める書類もあるのでそうされたわけですが、十分説明をして理解を得るまでにいかなかったと考えます。また、月々の支給明細にもそのことが記載されていたことにも問題があると考えます。

もう一つの事例は、病気のために医療機関へ通院している方が、具体的には医大に通院しているわけですが、近鉄と奈良交通のバスを利用して片道400円、往復で800円かかり、生活扶助費には交通費が含まれておりませんので、生活保護ケースワーカーに相談をしたところ、「交通費は出ません」と言われました。800円というのは一日分の食費にも当たります。生活保護世帯にとっては、大変な出費です。

生活保護の通院「移送費」については、3年前に厚生労働省が給付制限を撤廃

する社会・援護局の通知を出しました。平成22年3月12日付けであります。それまでは、北海道滝川市で起きた不正受給を理由に、厳しく制限をされていましたが、通知では、通院先を福祉事務所管内と限定していたものを「居住地の比較的近くの医療機関と修正し、「交通費の負担が高額になる場合」の表現を削除するなど、制限を原則撤廃しています。

先ほども言いましたが、相談内容に懇切丁寧に相談に応じるとともに、国の出す通達などは精通していただきたい。相談者に対しては、正確な情報を提供していただきたい。

そして、生活保護ケースワーカーの人数と在職年数ですが、満0年が2名、1年が1名、2年が2名、3年が1名、4年が2名であります。年代は、20代が3名、30代が5人です。

先ほども「必要即応」の原則について触れましたが、ケースワーカーは、福祉行政部門にとどまらず、住宅、保育、労働、教育、医療、介護、税部門などとの連携や情報提供が必要で、それ自身、高度な知識や技量が求められます。

実際に要保護者との相談や申請の過程で、判断になやむということもありましょうし、そのことでストレスをかかえることもあると考えます。

先ほど部長から、ケースワーカーの教育・研修については、社会福祉主事の通信制の教育、県がおこなう研修が年1回、月一回ケース検討会等をおこなっているということですが、比較的在職年数が若い職員が多いなかで、在職年数が少な

い職員と長い職員の複数で要保護者の相談に応じるとか、教育・研修の回数を増やすなど、ケースワーカーが十分な知識、技術、価値などの専門性を身に付けるようしていただきたい。

そして、二点目に部長にお尋ねしたいのは、生活保護ケースワーカーの相談内容や結果については幹部職員、たとえば部長が点検するようになっているかお尋ねをします。

そして、最後の三点目は、生活保護ケースワーカー一人あたりの担当件数が、先ほどの答弁では平均で88名ですが、社会福祉法では市町村で生活保護ケースワーカー一人につき担当するのは80世帯が基準になっています。なかには、90世帯以上担当しているケースワーカーもいます。職員の職務の過重負担解消のためにも、また、教育・研修、検討会の機会を増やそうとすれば、ケースワーカーの増員が必要であると考えますが、部長にお尋ねして私の質問を終わります。